（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第十七条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく国民年金の保険料の納付手続の特例に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険料の納付の申出等） **第一条**　（略） ２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 三　（略） ３　（略） （令附則第四条第一項の申出） **第三条**　（略） ２　前項の規定により同項の申出書に特定期間における配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、同項の申出書に配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	（保険料の納付の申出等） **第一条**　（略） ２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 三　（略） ３　（略） （令附則第四条第一項の申出） **第三条**　（略） ２　前項の規定により同項の申出書に特定期間における配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、同項の申出書に配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第二条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一　（略） 二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 三～五　（略） ３～６　（略） （不支給事由該当の届出） **第四条**　（略） ２　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 （氏名変更の届出） **第八条**　（略） ２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 二　（略） ３　（略）	（認定の請求） **第二条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一　（略） 二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 三～五　（略） ３～６　（略） （不支給事由該当の届出） **第四条**　（略） ２　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 （氏名変更の届出） **第八条**　（略） ２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 二　（略） ３　（略）